

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市介護保険条例	1
○ 舞鶴市文化振興条例	2

舞鶴市介護保険条例旧新対照表

旧	新
<p>第 16 条 被保険者、<u>第 1 号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第 1 号被保険者</u>の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。</p>	<p>第 16 条 被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市文化振興条例旧新対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 文化 芸術、芸能、生活文化等の<u>文化芸術振興基本法</u>(平成13年法律第148号)が対象とするもののほか、市民が主体となつて行う創造的な諸活動の所産をいう。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 文化 芸術、芸能、生活文化等の<u>文化芸術基本法</u>(平成13年法律第148号)が対象とするもののほか、市民が主体となつて行う創造的な諸活動の所産をいう。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>